

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途
1	全国健康保険協会	2	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
2	健康保険組合	3	介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
3	全国健康保険協会	6	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの
4	全国健康保険協会	7	介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
5	都道府県知事	11	介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
6	市町村長	15	介護保険給付等関係情報であって第十七条で定めるもの
7	市町村長	27	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
8	都道府県知事	38	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
9	都道府県知事等	42	介護保険給付等関係情報に関する情報であって第四十四条で定めるもの
10	日本私立学校振興・共済事業団	56	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの
11	国家公務員共済組合	65	介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
12	市町村長又は国民健康保険組合	69	介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
13	市町村長又は国民健康保険組合	70	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの
14	市町村長	80	介護保険給付等関係情報であって第八十二条で定めるもの
15	地方公務員共済組合	83	介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの

16	市町村長	86	介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
17	市町村長	87	介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
18	市町村長	108	介護保険給付等関係情報であって第一百条で定めるもの
19	後期高齢者医療広域連合	116	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第一百八条で定めるもの
20	都道府県知事等	125	介護保険給付等関係情報であって第二百二十七条で定めるもの
21	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	128	介護保険給付等関係情報であって第三百十条で定めるもの
22	市町村長	131	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第三百三十三条で定めるもの
23	市町村長	132	介護保険給付等関係情報であって第三百三十四条で定めるもの
24	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三百三十九条で定めるもの
25	都道府県知事又は市町村長	144	介護保険給付等関係情報であって第四百六十六条で定めるもの
26	都道府県知事又は市町村長	145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第四百四十七条で定めるもの
27	都道府県知事	158	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
28	都道府県知事等	161	介護保険給付等関係情報であって第六十三条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
1	保健福祉部生活支援課	23	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	市民部国民健康保険課	44	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	市民部国民健康保険課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保健福祉部保健福祉総務課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
5	税務部収納課	3	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
6	保健福祉部地域包括ケア推進課	22	日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用品の購入費用の助成を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの